

2021年9月15日

佐倉市議会議長 平野 裕子様

### 委員会等各種会議体の動画公開検討に係る議会改革推進委員会の開催について（要望）

会派に属さない議員  
高橋とみお、玉城清剛、稲田敏昭

#### 1. 提案理由

佐倉市議会における、委員会等の会議体の動画公開について、検討をすすめるべく議会改革推進委員会の開催を求める。委員会等の動画公開は、昨年同趣旨の要望書を提出した他、佐倉市議会で過去複数回議題にのぼっていることとあわせ、新型コロナウイルスの蔓延の継続により、市民に傍聴の自粛を呼びかける等、佐倉市議会基本条例を必ずしも全うしているとはいえない状況が続いていること等に鑑み、速やかに同委員会にて検討を進める必要がある。

また、日本ではインターネットでの動画配信に係るインフラも整備され、先行市においても参考となる事例が多数報告されており、本件を前向き検討すべき条件も整ったと考えられる。

#### 2. 佐倉市議会動画公開状況

	テレビ	web (録画)	web (ライブ)
放映タイミング	翌日	約1週間後	ライブ
オンデマンド性	無し	有り	無し
メディア	CATV296	佐倉市議会 公式サイト	佐倉市議会 公式サイト
本会議	○	○	○
臨時会	○	○	○
予算審査特別委員会	×	×	×
決算審査特別委員会	×	×	×
全員協議会	×	×	×
会派代表者会議	×	×	×
議会運営委員会	×	×	×
議会改革推進委員会	×	×	×
各種常任委員会	×	×	×
議会報告会	×	×	×
意見交換会	×	×	×

### 3. 佐倉市議会基本条例（参考：関係条文抜粋。太字下罫線は参考箇所）

附則

前文

地方分権の進展に伴い、地方自治体（以下「自治体」という。）の役割及び責任が拡大する中、自治体の事務に関する議会の審議権、議決権、調査権、検査権等が拡大強化された。

議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ二元代表制の趣旨を踏まえ、緊張感を持って真摯に向かい合うとともに、市民の意思を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、佐倉市として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会及び議員は、積極的な情報公開を通じて市民への説明責任を果たし、市民参加による多様な意見を聴いた上で、公平、公正かつ透明な議会運営の下、議員間の自由闊達な討議を通じて論点を明らかにすることにより政策立案や政策提言を行っていかねばならない。

佐倉市議会は、志津霊園問題等を踏まえ、行政監視機能を更に強化し、地方自治の本旨の充実に向け、これまで積み上げてきた議会改革を更に進めて行くことを決意し、また、議員の政治倫理に関する決議（平成 21 年 3 月 24 日決議）で示された議会の役割を各議員が自覚し、専ら公益に資する立場として議員が自らを厳しく律するとともに市民の信頼に全力で応えるべく、ここに、議会の最高規範となる議会基本条例を制定する。

## 第 2 章 議会及び議員の活動原則

議会の活動原則

第 3 条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、公正性かつ透明性を重んじた議会運営を目指すこと。
- (2) 議決責任を認識し、市民に対して積極的な情報公開を図り、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民が参画しやすい議会運営に努め、市民の多様な意見を把握した上で政策立案、政策提言等に取り組むこと。
- (4) 市長その他の執行機関の市政運営について監視し、及び評価すること。
- (5) 議員間の自由な討議の場を設けるよう努めること。

## 第 3 章 市民と議会との関係

市民と議会との関係

第 6 条 議会は、市民に対し、積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2. 議会は、原則として、全ての会議を公開するものとする。
3. 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 100 条の 2 に規定する学識経験者等による専門的事項に係る調査を活用して、市民等の識見を議会における討議、政策立案及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。
4. 議会は、法第 115 条の 2 第 1 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度（以下「公聴会制度」という。）及び法第 115 条の 2 第 2 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する参考人制度（以下「参考人制度」という。）を活用して、市民等の識見を議会における討議、政策立案及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

以上